

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋 葉 一 彦

1 工事概要

- (1) 工 事 名 木曽川水系土地改良調査管理事務所宮川支所庁舎解体撤去その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 三重県伊勢市勢田町字岩崎 628 番 6
- (3) 工事内容 木曽川水系土地改良調査管理事務所宮川支所庁舎の建物基礎及びR C 杭のみの解体撤去・埋戻し。建物解体に伴う電気・機械設備機器等解体撤去、外構物の解体撤去、解体後の敷地整地工事とする。
- (4) 工 期 契約締結日から令和 8 年 3 月 9 日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
また、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
競争参加資格確認資料及び入札説明書に示した必要な証明書類の写し（以下「資料等」という。）の
提出を義務付けるものとする。
- (6) 電子調達システムの利用
本工事は、競争参加資格の確認のための証明書類（以下「証明書等」という。）の提出及び入札を
電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムURL <https://www.p-portal.go.jp>
電子調達システムにより難しい場合は、入札説明書 7（1）に示す書類の提出時に紙入札方式参加願
を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる（1）から（13）までの全ての条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東海農政局における令和 7・8 年度一般競争及び指名競争契約参加資格を付与されている有資格者のうち、業種区分「建築一式工事」に係る B 等級、C 等級又は D 等級の認定を受けている者であること。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を

受けていること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 同種工事の施工実績を有すること。

平成 22 年度から令和 6 年度（過去 15 年度間）に元請けとして完成・引渡しが完了した①の同種工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。

また、経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（乙型にあつては分担工事の実績に限る。）

① 同種工事とは、以下のアからオの要件を満たす解体工事の施工実績とする。

なお、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した公共工事である場合にあつては、入札説明書に示す工事成績評価表の評定点に満たないものを除くこと。

ア 用 途：不問

イ 構 造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ 階 数：1 階建以上

エ 延べ面積：200 m²以上

オ アからエは同一工事であること。

② 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期のほか、工事概要（建物用途・構造・階数・延べ面積等）を記載する。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

① 平成 22 年度から令和 6 年度（過去 15 年度間）に、上記 2 の（5）に掲げる同種工事の経験を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 人の主任技術者が同種工事の従事経験を有すること。

なお、工事の経験とは、全工事期間に従事した者を原則とするが、同種工事の工期期間の 3 分の 2 又は、同一工事に 1 年以上従事したことが確認できること。

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した公共工事にあつては、工事成績評価表の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

② 主任技術者は、2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・ 2 級建築士の資格を有する者

・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

③ 主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書受付日以前に 3 か月以上あること。（健康保険被保険者証の写しを添付）

④ 主任技術者の経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（乙型にあつては分担工事の実績に限る。）

⑤ 主任技術者は、申請時において、他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職を記載する。

(7) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。

- (8) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 海総第 456 号（理）」）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（詳細は入札説明書による。））。
- (10) 次の事項に該当しない者であること。
- ① 不誠実な行為の有無
請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料等の提出等
 - ② 経営状況
手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の有無
 - ③ 安全管理の状況
事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等の有無
 - ④ 労働福祉の状況
賃金不払等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等の有無
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が岐阜、愛知、三重県内に所在すること。経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている経常建設共同企業体構成員の本店所在地が岐阜、愛知、三重県内であること。
- (13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務がないものを除く。）でないこと。
- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、電子調達システムに掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

- (1) 交付期間：令和 7 年 10 月 23 日 9 時 00 分 から 令和 7 年 11 月 7 日 17 時 00 分まで
- (2) 交付場所：名古屋市中区三の丸 1－2－2

東海農政局会計課 電話 052-223-4615

- ＊ 紙での交付を希望する者は、上記 3（1）の交付期間に上記 3（2）の交付場所にて交付する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

4 申請書及び資料等の提出期間及び方法

支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料等の提出を求める。

提出期限までに証明書等を提出した者のみ、支出負担行為担当官が証明書等を審査し、競争参加資格があると認めた者を当該競争に参加させるものとする。

(1) 提出期限：令和 7 年 11 月 10 日 17 時 00 分まで

(2) 提出方法：電子調達システムにより提出すること。

電子調達システムにより難しい場合は、持参又は郵送にて、上記 4 (1) の提出期限までに 4 (3) に紙入札方式参加願とともに提出すること。ただし、持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

なお、郵送による場合は、提出期限必着で書留郵便に限る。

(3) 提出場所：上記 3 (2) に同じ

(4) 審査結果：入札参加資格の審査結果については、令和 7 年 11 月 11 日までに通知する。

5 入札の執行等

(1) 開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 17 日 13 時 30 分 東海農政局入札室

(2) 入札書受付期間

① 電子調達システムによる入札の場合

令和 7 年 11 月 12 日 9 時 00 分から令和 7 年 11 月 14 日 17 時 00 分まで

② 紙入札により入札に参加する場合

上記 5 (1) の開札の日時・場所に持参の上、入札すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 2 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

6 低入札価格調査対象工事

(1) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日付け 18 農振第 177 号農振振興局整備部長）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制追認の追加資料として整合を確認する場合がある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料と

の整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

(2) 低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について

開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成 18 年 7 月 24 日付け 18 海整第 410 号東海農政局整備部長）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る対策を試行する。

- ①「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日付け農振第 177 号農村振興局整備部長）で示す次のアからウ段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を示した場合、その回数に応じる②及び③に示す装置を講じる。

ア 施工段階確認

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

ウ 下請契約状況調査における下請支払の実態把握段階（施工体制確認のため追加資料との整合確認を含む）

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について監督職員へ書面により説明を求めることができるものとし、監督職員はこれに応じなければならない。

- ② 上記 6 の（2）の①に示す文書指示を受けた場合、以降の 1 年間に於いて東海農政局管内の別の新規工事における応募時の評価点を減点する。

ア 総合評価落札方式の場合

当該企業の総合評価方式による加算点を 50%を減ずる。

イ 公募型指名競争入札等の場合

当該企業の工事成績に係る評価点を 3 点減ずる。

- ③ 上記 6 の（2）の①に示す文書指示の回数が 2 回に達した場合、東海農政局管内の別の新規工事において下記のとおり入札参加を制限する。

ただし、対象工事が 2 箇年以上にまたがる工事については、文書指示が 2 回累積した日から 1 年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- ④ 当該対象工事の工事成績が 65 点未満の場合は、評定通知日から 1 年間、上記 6 の（2）の②と同様の措置を講じる。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。

納付額は請負代金額の 10 分の 1 以上とする。（保管金の取扱店：日本銀行名古屋支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁：東海農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 契約書作成の要否 要

9 その他

- (1) 本公告に記載なき事項は入札説明書による。
- (2) 入札参加者は東海農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、入札を延期又は紙入札方式に変更する場合がある。
- (4) 電子調達システムによる参加者は、上記 9 (3) による紙入札方式への変更、再度入札に備え、開札時に担当者と連絡の取れる体制とすること。

以上公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実を Web サイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省の Web サイトを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/tokai/somu/somu/kokihoji/attach/pdf/index-18.pdf>

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。